

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員就退任(農村整備課)
土地改良区の役員退任(〃)
保安林の指定の解除予定(五件)(森林保全課)
土地収用法による事業の認定(管理課)
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 人委規則 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
- ◇ 公 告 消防設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防防災課)
- ◇ 誤 正 平成三年九月鳥取県告示第六百八十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- | | | |
|----|--------|--------------------|
| 理事 | 杉原 義人 | 倉吉市鴨河内二二一〇 |
| 〃 | 石賀 貞夫 | 倉吉市福山二四六 |
| 〃 | 松本 岩雄 | 倉吉市三江四九二 |
| 〃 | 幸本 公雄 | 倉吉市上古川六八三一二四 |
| 〃 | 上田 光義 | 倉吉市小鴨一九七六一一 |
| 〃 | 大西 登 | 倉吉市小鴨一一四七一一一七 |
| 〃 | 北村 兼蔵 | 倉吉市志津九〇一一八 |
| 〃 | 衣笠 朝雄 | 倉吉市鴨河内二六一六 |
| 〃 | 山崎 正美 | 東伯郡関金町大字安歩八四三十八 |
| 〃 | 佐々木 照義 | 東伯郡関金町大字大鳥居一一八四 |
| 〃 | 藤井 収 | 東伯郡関金町大字松河原一〇六一七九九 |
| 〃 | 日野 収 | 東伯郡関金町大字泰久寺三四八 |
| 〃 | 安田 茂喜 | 東伯郡関金町大字松河原一一二六 |
| 〃 | 大田 佳孝 | 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三一一四 |
| 〃 | 桑名 勝巳 | 倉吉市北野七〇一 |

山本 衛 倉吉市三江二一〇
平成五年七月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 杉原 義人 倉吉市鴨河内二一一〇

石賀 貞夫 倉吉市福山二四六

松本 岩雄 倉吉市三江四九二

幸本 公雄 倉吉市上古川六八三一二四

上田 光義 倉吉市小鴨一九七六一一

福田 敏光 倉吉市小鴨一三二四一一八

北村 兼蔵 倉吉市志津九〇一一八

衣笠 朝雄 倉吉市鴨河内二六一六

山崎 正美 東伯郡関金町大字安歩八四三一一八

大谷 忠正 東伯郡関金町大字堀三二六二一五

藤井 収 東伯郡関金町大字松河原一〇六一七九九

日野 収 東伯郡関金町大字泰久寺三四八

藤井 喜男 東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七一三四

監事 大田 佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三一四

山本 衛 倉吉市三江二一〇

馬西 明德 倉吉市鴨河内一〇五一二

平成五年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 森 下 照 雄 東伯郡東郷町大字田畑二六八

平成五年七月二十四日退任

鳥取県告示第六百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字収之上 一四六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中原字向イ山九九一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山九七六の一・九七八の一・九七八の二・字アナイゴ九八五の一・安原字大瀧一七六の四三から一七六の四五まで・一七六の四七(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、一七六の四九、一七六の五〇・一七六の六〇から一七六の六三まで・一七六の六七・一七六の六九(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山九七八の三・字山田林九八〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字緑屋才ノ峠一七八五の一（次の図に示す部分に限る。）、一七八五の二、字中倉二〇一四の一・二〇一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町生山字神倉山二六三の六（国有林）、二六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北條町

二 事業の種類

曲第一水源地建設工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北条町大字曲字菅地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

北條町役場

鳥取県告示第六百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成五年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会名	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成五年九月十二日から 同月二十一日まで	鳥取県立博物館
	平成五年九月二十九日から 十月三日まで	倉吉歴史民俗資料館
	平成五年十月七日から 同月十一日まで	米子市美術館
	平成五年十月十七日から 同月二十六日まで	

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 小 谷 修

主 任 橋 本 節 子

主 事 片 山 諒 一

三 委任期間

平成五年九月五日から同月八日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年八月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年八月二十六日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 平成六年度県立高等学校入試改善について
- 2 その他

人事委員会規則

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年八月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師

を

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師
- (2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十三条の二十一に規定する心身の故障に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料

の調整額に関する規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成5年8月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施区分

区 分	対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
第一種	平成5年 10月25日 (月)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第二種	平成5年 10月29日 (金)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		12時30分から 13時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第三種	平成5年 10月26日 (火)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第四種	平成5年 10月29日 (金)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第五種	平成5年 10月28日 (木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529—2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請書の受付期間

平成5年8月30日から同年9月30日まで（郵送の場合は、平成5年9月30日消印があるものに限り受け付ける。）

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面、上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県総務部消防防災課及び各消防本部に備付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に関し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857—26—5165）又は鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7063）に問い合わせること。

正 誤

平成三年九月鳥取県告示第六百八十八号（保安林の指定予定地について）
中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	下	後ろから十	五四〇、字管谷	字管谷五四〇、